

金融一体化課税の方向性と

非勤労所得課税の実務上の問題点

— NAC21 編 —

税制調査会は、平成15年6月の中期答申「少子・高齢社会における税制のあり方」において、今後、金融所得課税をできる限り一体化することを目指すべきであるとの方向を示した。その中期答申を受けて、金融等小委員会は平成15年10月から検討を行ってきた。その基本的な考え方を理論的に整理した報告書を平成16年6月15日に発表した。

わが国の所得税は、その所得の種類を10種類に分類し、それぞれ課税に適切な所得金額を算出し、その所得金額を合算して課税する総合課税をとっている。総合課税の所得に対して適用される税率は、最低15%（所得税10%、住民税5%）から最高50%（所得税37%、住民税13%）までの超過累進税率としている。しかし、投資所得である株式の譲渡益や不動産の譲渡益に対する課税は、他の所得と合算しない分離課税方式により課税し、適用する税率も低税率の比例税率としている。

しかし、昨今のストックオプション所得に対する税務訴訟（本誌2004年5月号参照）にみられるように、所得の形態が多様化して複雑化してくると従来の10種類の所得区分では判定がしにくい所得が発生する可能性が高くなる。また、投資法人を使って投資する形態も複雑化しており、投資法人のパススルー課税やその他の法人課税を含めて、投資形態別の課税体系の抜本的見直しをする必要が生じている。

つまり、今後の税制改正の方向性としては、所得課税について、現行の10種類の小分類である所得区分を、資本所得と勤労所得の大分類に区分して整理し直す二元的所得課税を基本に法人課税と所得課税のあり方も考慮して、少子高齢化に対応できる公平な税制を構築していくことが必要となる。

そこで、今回は平成17年度税制改正で導入を予定している「金融所得課税の一体化（金融一体化課税）」について、関連税制を確認しながら実務上の問題点をみていくこととする。

（NAC21副会長・税理士 平川 茂）

※ NAC21とは、21世紀に活躍する NEW ACCOUNTANT CLUB の略であります。税務、法務及びそれに関わる業務に卓越した専門家集団としての存在と実務における総合病院的な組織づくりを目指しております。

- ① 金融一体化課税の改正の方向性／浅沼孝男
- ② 有価証券税制の改正経緯とポイント／渡辺光太郎
- ③ 不動産税制と金融税制の違いによる実務上の問題点／平川 茂

金融一体化課税の改正の方向性

税理士 浅沼 孝男

Q

金融一体化課税の議論はどのような方向に進んでいるのか。

A

以前、日本は高い貯蓄率を誇っていたが、数年前からその低下が顕著になっている。今後、少子高齢化がさらに進めば、貯蓄率を上げることにより金融資産を増加させることは難しく、現存する金融資産を効率的に活用することが重要となってくる。

この時に、「貯蓄」を中心に資産運用を行ってきた一般個人が「投資」を行いやすくする環境の整備が必要である。

上記のような社会的背景からも、一般投資家が税負担の違いに左右されず、ニーズに応じて投資先を選択できるよう、次のような金融商品間の課税一体化に取り組んでいくことが必要となる。

(1) 各所得等ごとの課税方法

① 配当所得

配当所得については、一般投資家の金融所得という性格に着目すれば、他の金融所得との中立性の観点から、20%の税率による分離課税とすることが考えられる。ただし、大口株主については事業参加的側面が強いことから、事業所得とのバランスを踏まえ、総合課税を維持すべきである。

一般投資家の金融所得という位置付けで分離課税とするならば、配当控除や負債利子控除の位置付けについて再検討が必要となる。なお、法人課税と配当課税とを通じた負担の観点から

みれば、分離課税とした場合、法人税の負担を含めたとしても、個人の負担水準としては相当程度軽減されることとなる。

② 公社債譲渡益等

公社債の譲渡益は、現在、経過利子の反映であるとの考え方にに基づき、非課税とされている。また、その反面、譲渡損失はないものとみなされているが、その取扱いは他の金融所得との中立性の観点から問題がある。したがって、公社債の譲渡益については、株式譲渡益同様に課税を行うとともに、譲渡損失については、税制上の譲渡損失として取り扱うべきである。

公社債の償還時の差損益の取扱いについても、譲渡損益とのバランスに配慮しつつ、あわせて検討すべきである。また、公社債投資信託の譲渡益についても同様の課税とすべきである。

③ 外貨建て金融商品

外貨建て金融商品の為替差益のうち、外国株式については、譲渡時に為替差益が実現するため、株式譲渡益として分離課税される。他方、外貨預金（為替予約のないもの）の為替差益は、雑所得として総合課税されている。

外貨預金の為替差益については、他の金融所得との中立性を確保する観点から、20%の税率での分離課税を検討すべきである。

④ 保険

保険から生じる収益については、金融類似商品として利子並みに20%の税率での源泉分離課税とされている一時払い養老保険（5年以内）を除き、一時所得又は雑所得として総合課税の対象とされている。

保険には死亡や病気などへの備えという機能があるため、例えば、死亡保険金についてまで、他の金融所得との中立性を強く求める必要はないと考えられるが、満期保険金や解約返戻金等の収益が、満期時又は解約時までの保険料の運用成果とみる場合、金融所得として20%の税率での分離課税の対象とすることを検討すべきである。

(2) 損益通算

金融所得は経済的にみればいずれも金融商品から生じる利益や損失であることから、金融所得間での損益通算の範囲を拡大することで、投資リスクの軽減が期待される。

① 株式譲渡損益と公社債の譲渡損益との損益通算

両者がともに有価証券の譲渡損益として同じ性格の所得であることを踏まえ、公社債譲渡益が課税される場合には損益通算を認めることが適当である。

② 株式譲渡損失と配当所得との損益通算

配当所得は経常所得であり、譲渡所得とは税制上の性格が異なる。

しかし、現下の「貯蓄から投資へ」という重要な政策的要請に応え、(イ)配当と株式譲渡損失はともにリスク資産である株式から生じるものでその関連性が強いこと、(ロ)配当所得が分離課税とされれば両者の課税上の取扱いは均衡がとれることから、上場株式の配当と譲渡損失、公募株式投資信託の収益分配金と譲渡損失の間の損益通算を政策的に認めることが適当である。ただし、損益通算について一定の制限を設ける必要がある。損益通算し切れなかった株式譲渡損失は、3年繰越しの対象とすることが適当である。

③ 株式譲渡損失と利子所得との損益通算

利子所得も経常所得であり譲渡所得とは性格が異なるが、株式譲渡損失の損益通算の範囲を利子所得まで広げると、株式投資の一層のリスク軽減を図ることができる。そのためには、現行制度においては一律源泉分離課税とされてい

る利子所得について、損益通算を行うための申告を可能とする制度に改めるとともに、支払調書制度を整備する必要がある。

④ 資産減失

個人の保有している株式について、株式を発行した会社が倒産して株式が無価値化した場合の損失は、現行制度においては所得の処分に当たるといふ考え方から税制上の損失として取り扱われていないが、譲渡の場合とのバランスを踏まえ、株式譲渡損失と同様の取扱いとすることが考えられる。このように株式の無価値化損失に対し政策的に措置する場合、株式の譲渡という取引が存在しないため、株主や取得価額の真正性を税務当局がチェックできるよう、適正な執行のための担保が必要である。

(3) 納税者番号制度

損益通算の申告が行われると、税務当局においてそのチェック体制が必要となる。

まず、取引時の本人確認の徹底により、取引が真正な名義で行われることを担保する必要がある。また、支払者が税務当局に提出した支払調書の内容と、納税者が提出した申告書の内容とを、税務当局は限られた人員と時間でマッチングしなければならない。その場合、官民双方にとってより簡便な方法による正確なマッチングを通じて適正な納税を実現するためには、何らかの番号制度を利用することが必要である。

損益通算の範囲の拡大は投資家の利便性を向上させるものであるが、番号制度に対して未だ国民の理解が必ずしも十分でない。そこで番号制度を一律に導入することについては慎重な対応が望まれる。

番号制度を導入する場合には、損益通算の適用を受けようとする者は番号を利用し、そうでない者は番号を利用しなくてよいという選択制とすることが考えられる。選択制とする場合、これまでの「納税者番号制度」の論議において前提条件とされていた全国民を対象とする全国一連の番号である必要はなく、新たな番号を活用することも可能である。

有価証券税制の改正経緯とポイント

税理士 渡辺 光太郎

証券税制は、投資促進の観点から近年大きく改正されたところである。そこで、今年度で大体整ったと考えられる有価証券税制の過去の歴史的経緯をたどり、今後の金融一体化課税のベースについて考えてみたい。

Q1

有価証券譲渡益が非課税であったのはいつか。

A 株式譲渡益課税は昭和28年前は総合課税であったが、28年度改正により有価証券取引税（税率は0.15%）の導入があり、取引回数の頻度や売買株式数が多い場合、事業譲渡類似の場合等以外は原則非課税とされていた。

Q2

有価証券譲渡益が課税されることとなったのはいつごろからか。

A 平成元年度より、非課税から原則課税となり、「申告分離課税」又は「源泉分離課税」の2択方式となった。申告分離課税は26%（所得税20%、住民税6%）の分離課税での申告。源泉分離課税は、譲渡代金5%を所得とみなして、これに所得税20%の税率を適用し、証券会社等の段階で源泉分離課税する方式がとられた。この方式を選択すると譲渡代金の1%で納税が完了するため、バブルの株式値上がり益が大きかった時期としては、大変低い税負担となっており、申告の煩雑さもないため、ほとん

どの人が、源泉分離課税を選択していたようだ。

一方、有価証券取引税は昭和48年に0.3%、昭和56年には0.55%と増えていったが、平成元年度より株式譲渡益課税が、上記のように原則課税となったことにより0.3%に減額された。

平成8年度より、源泉分離課税の所得を譲渡代金の5%から5.25%に増額し、実質的に譲渡代金の1.05%の税負担となった。それと同時に有価証券取引税は0.21%に減額、その後平成10年度に0.1%、平成11年度には2年後の平成13年度の申告分離課税の一本化、源泉分離課税の廃止を前提として、有価証券取引税は平成11年3月31日をもって廃止となった。しかし、源泉分離課税の廃止は、個人投資家の減少の懸念から、廃止の2年間の延期を行い、平成15年1月より申告分離課税の一本化となった。

Q3

最近の年度ごとの有価証券譲渡益課税の改正のポイントは？

A (1) 平成13年度

- ① 1年超保有上場株式等に係る100万円特別控除制度の創設
- ② 申告分離課税の税率引下げ
上場株式等 26%→20%（所得税15%、住民税5%）
- ③ 上場株式等の譲渡損失の繰越控除制度の創設（平成15年1月1日譲渡分より適用）
- ④ 源泉分離選択課税制度の廃止の繰上げ（平

成14年12月31日で廃止)

- ⑤ 上場株式等の取得費の特例の創設（平成13年9月30日以前取得分）
- ⑥ 特定上場株式等の購入額1,000万円までの譲渡益非課税制度の創設（平成13年11月30日～平成14年12月31日の間に購入し平成17年1月1日～平成19年12月31日の間に譲渡したものに限る。）

(2) 平成14年度

- ① 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算及び譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例の創設
- ② 特定口座制度の見直し

(3) 平成15年度

- ① 1年超保有上場株式等に係る100万円特別控除制度の廃止
- ② 上場株式等を譲渡した場合の税率の引下げ 20%→10%（所得税7%，住民税3%）（平成20年1月1日より20%）
- ③ 特定口座制度の改善と簡素化

(4) 平成16年度

- ① 非上場株式等に係る税率の引下げ 26%→20%（所得税15%，住民税5%）

Q4

ベンチャー企業の投資促進のためエンジェル税制が創設されたが、その内容は？

A

ベンチャー企業に資金を供給する個人投資家に対して、投資環境を整備し、その活動を活発化させる必要から平成9年度にエンジ

エル税制が創設された。平成9年度に繰越控除の特例が創設され、特定の事実があった場合、翌年以後3年間の特定株式の損失の繰越控除ができることとされた。平成12年度では、譲渡益に対する課税の特例で2分の1課税とした。また平成15年度は投資額控除制度の創設、平成16年度はさらに制度の拡充が図られた。

Q5

利子、配当、譲渡益については、現在いろいろな金融商品が出てきたことにより、その区分が難しくなっている、そこで利子、配当の課税について教えて欲しい。

A

配当所得課税は平成15年度改正前は原則、20%の源泉徴収後総合課税、特例として35%の源泉分離課税であった（少額配当金は、確定申告不要制度あり。）。平成15年度改正後では以下のとおりとなった。

- ① 源泉分離課税の廃止
- ② 大口株主以外の上場株式等の配当所得について申告不要
- ③ 投資信託課税の見直し
- ④ 源泉徴収税率の変更

利子所得課税は現在20%（所得税15%，住民税5%）の源泉分離課税となっている。

このように金融所得の利子、配当、株式譲渡益の三つの税率が原則20%に統一されつつあることは、金融所得の一体化が進んだことと考えられる。しかし今後、納税者番号の問題や損益通算等についてさらなる検討を要する。

	・未上場株式等の配当等 ・上場株式等の配当等 (個人の大口株主)	・上場株式等の配当等 (個人の大口株主を除く)	・公募証券投資信託の収益の分配 ・特定投資法人の投資口の配当等
～平成15年3月	所20%	所20%	所15%, 住5%
平成15年4月～15年12月		所10%	
平成16年1月～20年3月		所7%, 住3%	所7%, 住3%
平成20年4月～		所15%, 住5%	所15%, 住5%

*大口株主とは、発行済株式総数の5%以上を所有している個人をいう。

不動産税制と金融税制の違いによる実務上の問題点

税理士 平川 茂

金融一体化課税は、有価証券の譲渡損益、配当所得、利子所得等の金融投資税制の一体化を目指している。しかし、不動産の譲渡損益、不動産所得も資産所得と考えられ、また投資対象としても金融商品との垣根が低くなってきている点が過大となる。また、今後の経済・財政政策として緩やかなインフレ政策をとるのであれば、不動産取引の活性化は政策的に必要となり、金融投資とのバランスがとれた税制が必要と考える。そこで、不動産税制と金融税制の違いによる実務上の問題点をみてみよう。

1 不動産譲渡益の取扱いについて

Q1

不動産の譲渡益課税と有価証券譲渡益課税の違いによる実務上の問題点は何か。

A 不動産から得られる収益は経常所得であるが、不動産の譲渡益は非経常所得であり長期の利益の蓄積が譲渡時に一度に実現したと考えられる。そのため、譲渡益に対しては総合課税に適用する最高税率の2分の1税率で課税していた時代がある。近年でも総合課税の所得税・住民税の合算最高税率が65%であった時に、不動産の譲渡益(長期)の税率は32.5%であった。総合課税の合算最高税率が現行の50%となった平成11年の改正では、不動産の譲渡益(長期)の税率は一律26%とされ、平成16年の改正で有価証券譲渡益課税と足並みを揃えるために一律20%課税とされた経緯がある。

それに対し、有価証券譲渡益課税は古くは政策的に非課税であったが、平成元年からみなし譲渡益に対する源泉分離課税を採用し、実質的に譲渡益課税というよりも、流通課税に近い課税体系をとってきた。現行の税制は前項のとおりである。

投資形態としても、有価証券は一般の投資家であっても比較的短期に売買を繰り返し、複数銘柄を同時に投資する傾向にある。つまり、買い増しや部分売りもあり、譲渡原価の計算が複雑となる傾向にある。同一年度に譲渡益と譲渡損が計上されることも稀ではない。投資により期待できる利益は、経常所得である配当所得と非経常所得である譲渡所得があるが、有価証券投資は主に譲渡益への期待が大きい。

一方、不動産投資は比較的長期に保有することを目的としていて、バブル経済のような特殊な環境以外では、短期での売買は基本的に行われない。また、よほどの資産家や先祖代々からの土地持ちでない限り、複数の不動産に同時投資して、譲渡損益を同一年で処理することは少ない。つまり、投資によって期待する利益は、譲渡所得というより、経常所得である不動産所得を目的とする場合が多い。

そのような投資対象の違いによる投資形態とその期待利益の違いを理解しないで、有価証券と不動産を同一視し、形式的に同じ税制にすることについては、再考が必要と考える。

Q2

金融一体化課税で有価証券の譲渡損益と

配当所得課税が一体化されるのに対し、不動産譲渡益と不動産所得との課税関係はそのまま問題ないか。

A 不動産投資は前述のように不動産の賃貸収益を目的とした投資が多く、最終的な投資の終了時に譲渡損益が結果として実現するとみるほうが自然である。また、インフレ経済下では土地主体の投資を行い、値上がり益を期待するが、安定経済下では安定収益である賃貸収益を期待するため建物主体の投資を行うことになる。現行税制下では、建物の減価償却費を不動産所得に計上することにより、総合課税の経費となるが、建物の簿価が減少した結果生み出される譲渡益部分は分離課税で低税率の課税となるため、実質的な節税効果が生み出される。

また、不動産投資は安定収益を生み出すため、勤労所得が減少する高齢期における年金機能を求めている投資が今後も期待できる。勤労所得が高い時期には、自己資金を使わずに借入金で投資してその金利を経費に落とす方法を取り、勤労所得がなくなった時に自己資金で借入金を返済し、不動産所得を増やすという傾向がある。その結果、利子所得との課税関係を利用して節税効果が期待できる。

しかし、不動産投資はその果実である賃貸収益が総合課税で課税されるため、投資利益を期待する投資家としては他の金融投資より高税率の課税となる。つまり、同じ収益の投資なら税効果により投資利回りが落ちることになる。また、不動産を直接投資した場合と法人を設立して法人で投資した場合とで最終的に投資家が得られる利益に対する課税の違いが生じる。そのため、会社型投資信託を使った金融課税への転換や類似の投資形態であってもLPSやGPSのパススルー税制との関係も問題となってくる。

2 不動産譲渡損の取扱いについて

Q3

不動産の譲渡損と有価証券譲渡損の取扱いの違いによる実務上の問題点は何か。

A 不動産の譲渡損(益)について、平成16年度税制改正で他の所得との損益通算を禁止した。この改正は、不動産の譲渡益課税(長期)を26%の税率から有価証券と同様の20%の税率に引き下げると同時に、同じ分離課税である有価証券の譲渡課税と足並みを揃える観点からの改正といわれている。しかし、上場株式の譲渡損が翌年以降3年間繰越控除できる制度があるのに対して、不動産の譲渡損には、居住用財産の譲渡損の特例以外は繰越控除制度がない点では、同じ投資税制と考えたときに不動産が不利となる。

不動産税制と有価証券税制は前述のように過去の生い立ちが違っており、有価証券譲渡益は非課税であったため、譲渡損も損益通算不可であったが、不動産譲渡益は2分の1税率による総合課税であった経緯を考えると、同一の取扱いとするためには、同じ分離課税であるという根拠だけでは物足りない。

また、前述のように有価証券投資は、複数銘柄に投資し、頻繁に売り買いがされるので、譲渡損益のコントロールを同一所得内で行うことも可能であるが、不動産の場合は、複数投資が可能なのは複数の不動産に投資可能な資産家や先祖代々の土地所有者に限定されている。同じ投資税制としてみた場合にその性質の違いを考慮する必要があるのではないかと考える。

以上の観点から、不動産投資所得に対する税制を現行のままにして、金融投資所得に対する税制のみ一体化をすることについては、二元的課税体系を公平感のある税制とするためには問題が多いと考える。不動産投資所得を含めたところでの一体化課税のあり方を検討することはできないのだろうか。